



しあわせ信州

これから始める

「農福連携」 ガイドブック

手を取り合くと
未来が広がる！



「農福連携ガイドブック」とは？

これから農福連携を始めようと思っている生産者に向けたガイドブックです。障がいのある方や障害福祉サービス事業所と手を取り合うための心得を1冊にまとめたので、ぜひ活用ください。

最近よく耳にする「農福連携」というコトバ。

農業と福祉の分野が手を取り合うことで、農家さんにとっては担い手の確保や生産性の向上、障がいのある方には就労機会や収入の確保につながる取り組みです。

ウインウインのすてきな関係だとは思えるものの、こんな疑問も湧いてくるような…。

「障がいのある方と一緒にどんな農作業ができるの？」

「お給料はどのくらい払えばいいの？」

コミュニケーション方法や作業効率、人件費など、確かに気になることがたくさん。

まだ新しく知られていないことも多いからこそ、この冊子では事前準備や心構え、農福連携に前向きに取り組むためのポイントをお伝えします。

最近の社会が進んでいる方向は、誰もが心地良く働ける環境づくり。農福連携もその一つだと思います。

この取り組みは障がいのある方に新たな活躍の場を届ける一方、農家さんも作業工程や環境を見直し、営農改善のきっかけとなることも。きっと、お互い「プラスに働く」すてきな未来が待っています。

「農福連携」

——耳にしたことはあるけれど……。



「農福連携」の心得

10歩



農福連携に取り組むにあたり、事前準備や注意点などを10歩の「心得」としてまとめました。気持ちの切り替えや小さな工夫を実践するだけでも、お互いの働きやすさにつながる例もたくさん！今回は農福連携の「入口」に最適な障害福祉サービス事業所への農作業の委託を前提にお話を進めます。



これから始める

「農福連携」ガイドブック

Contents

- 05 農福連携の心得
10歩
- 19 教えて、農福連携の
キホンとギモン。
- 20 農福連携のキホン編
- 22 直接雇用のギモン編



農

福連携の初めの一步は、障がいというものを理解することからスタートしましょう。話が苦手だけれどコツコツと一つの作業をすることが得意だったり、足が不自由でも事務作業がスピーディだったり、障がいのある方には一人ひとりに特性・個性があるのです。

主な障がい

●身体障がい

視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そして機能障がい、肢体不自由、内部障がい（内臓機能など）の5つに分類。先天的・後天的に音が聞こえにくかったり、歩行が難しかったりする人などを指します。

●知的障がい

記憶や知覚、判断といった知的機能の発達に遅れが見られ、社会生活への適応が難しい状態。仕事の手順をすぐ覚えることや、人のやりとりにはすばやく対応することが難しい場合があります。

●精神障がい

何らかの脳の器質的変化や機能的障がいが起こり、さまざまな精神症状・身体症状・行動の変化が見られる状態です。精神障がい（疾患）には、統合失調症、うつ病などの気分障がい、依存症などがあり、早期の適切な対応によって回復しますが、生活をする上で何らかの障がいが残る人もいます。

●発達障がい

生まれつきの脳機能の発達の偏りによる障がい、対人関係に問題を抱えたり、落ち着きがなかったりと、人によってさまざまな生きにすぎがあります。注意欠陥・多動性障がい、学習障がい、吃音（症）などがあります。

※参照：厚生労働省ホームページなど



主な障害福祉サービス事業所

就労を希望する方々が集まっているのが障害福祉サービス事業所（以下「福祉事業所」）。サービスや活動内容も多彩なので、その種類を簡単に紹介します。

●就労移行支援事業所

一般の企業で働くことができると思込まれている人に、事業所内での作業や企業の実習、適性に合った職場探しなどの支援を行います。利用期間は原則2年間です。

●就労継続支援A型事業所

障がいのある方（その家族）と雇用契約を結び、働く機会を提供するとともに、就労に必要な知識やスキルの訓練などもサポート。利用期間の制限はありません。

●就労継続支援B型事業所

雇用契約を結んで働くことが困難な方に、軽作業などの就労訓練を提供する事業所。工賃を貰いながら自分のペースで働くことができ、利用期間の制限はありません。

知っておこう、福祉の世界の基本の「キ」。

第1歩

●就労定着支援事業所

一般就労へ移行した障がいのある方が長く働けるよう、企業や家族などと連絡調整しながら、雇用に伴う生活の問題に関する相談や指導、アドバイスといった支援を行います。（就労した障がいのある方のサポート業務が中心です）

ココがポイント!



就労継続支援A型事業所で働く障がいのある方は最低賃金以上が保証され、就労継続支援B型事業所は仕事ごとに作業の工賃を決めています。農場や農協施設で働いてもらう場合は「施設外就労」として福祉事業所の職員が同行します。



「ホントは週に5日くらいフルで働いてくれる人がいいんだけど…」これは、農家さんに限らず、企業や飲食店にとっても本音だと思います。

だけど、今やどんな職場も人手不足。早朝はシニア世代、保育園のお迎えに間に合う時間までは子育て中の主婦の方、夕方からは学校帰りの学生さんというように、働く人のライフスタイルや事情に合わせて仕事を回しています。目指すのは、障がいのある方も含めてみんなの力を上手く組み合わせる「ピース」な職場。そう発想を転換してみませんか？

パズルのように、
力を組み合わせるのが
「ピース」な時代。

第2歩

障

がいと一口にいつても特性はさまざま。一つの作業には驚くほど集中できるけれど、複数工程には注意が散漫になってしまふなど得手不得手があります。収穫が苦手なら袋詰め、袋詰めが上手くないなら草むしり…そんなふうにならひとりの「得意」を発揮できる場を見つけることが大切。「意思疎通が難しい」「農作業はできないだろう」という決めつけや思い込みこそが、農福連携の障壁だったりするのです。

第3歩

決めつけや
思い込みの壁を
取り払って。

ココがポイント!



作業をお願いするにあたり、障がい特性や家族の協力体制を把握することが大切。福祉事業所と事前に情報共有をしっかりとしましょう。

農

福連携はここ最近の新しい取り組み。今、各所では福祉事業所との橋渡しや作業委託契約のサポートなどに積極的に乗り出しているところだ。

まずはお住まいの市町村の福祉関係部署・農業関係部署といった行政窓口にご相談するのがオススメ。また、近くのＪＡ、福祉事業所、すでに農福連携を行っている農家さんを訪ねてみるのも一つの方法です。

ＪＡ

全国各地のＪＡでも、農福連携に力を入れる機運が高まっているところだ。福祉事業所と農家さんのマッチングを進めているＪＡもあります。

行政

各市町村の福祉関係・農業関係の窓口、お住まいのエリアを管轄する地域振興局の農業農村支援センターや保健福祉事務所などの相談先があります。

福祉事業所

地域の就労移行支援事業所や就労継続支援Ａ型事業所、就労継続支援Ｂ型事業所などに農福連携の相談を直接持ち込んでみるのも有効です。

農福連携の実施農家

すでに農福連携に取り組んでいる農家さんが周りにいる場合、直接アドバイスを受けるのもアリ。アルな情報が得られます。

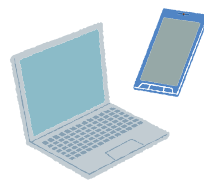


コチラのサイトもチェック!

『長野県セルフセンター協議会』

非営利活動法人長野県セルフセンター協議会のホームページでは、長野県内の障がい者就労施設などの情報を掲載しています。障がい者就労施設によって、草取り、農作業、段ボール箱の組み立て、野菜の出荷作業など得意分野もさまざまです。作業に応じて事業所をご紹介しますので、是非、活用してみてください。

<http://www.n-selp.jp/>



そうだ、周りの人に 相談してみよう。

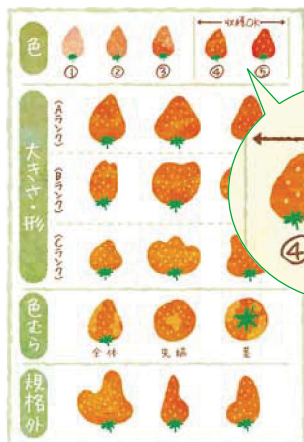
4

第 1 歩



ココがポイント!

収穫を判断する色味や仕分けの大きさ、重さの範囲など、あいまいな基準は「見える化」するのがオススメ。色見本や写真、スケールを用意して対比できるようにしておくとう便利です。



一連の仕事を分解しましょう。
例えば、いちごの収穫は「摘み取り」「トレイに並べる」「トレイの積み重ね」と3つに分解することができます。仕分けにしても「選別」「計量」「箱詰め」のように、一連の作業を複数の工程に分割。こうすることで障がいのある方が仕事を覚えやすくなり、また多くの人が作業に関われるようになります。

分解した仕事をさらに細かく。
いちごの「摘み取り」も——①トレイを一つ取る②収穫するいちごの色味を判断③いちごになるべくふれないようにヘタをひねるように摘む——と、細分化が可能。分解した仕事をさらに細かく分けることで、障がいのある方の能力に合わせて任せられることも見えてくるのです。

ココがポイント!

安全の確保や衛生面の注意点など職場のルールは明示化することも大切。張り紙やホワイトボードにあらかじめ注意事項を書き、全員が見える場所に掲示すると有効です。

障がいのある方に仕事を覚えてもらうポイントとなるのが農作業を細分化する「切り出し」。農家さんにとっては一連の流れと考えている作業でも、複数の手順に分けることで、障がい特性に合った仕事に生まれ変わること。適材適所の配置をすることで生産性向上が期待できます。
また、切り出しを考えるうちにふだんの無駄な作業や危険な場所に気づき、仕事の効率化に役立つことがあります。



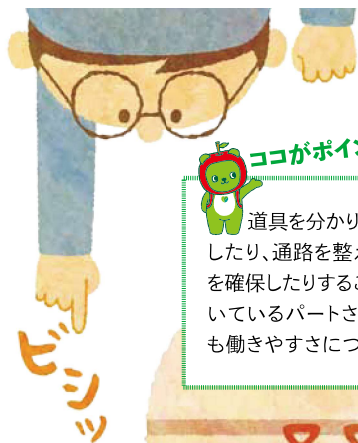
農作業を細かく分解するのがポイントです。

迷わないように「見本」を用意



曖昧な基準を「見える化」

第5歩



ココがポイント!

道具を分かりやすく整理整頓したり、通路を整えて安全な動線を確認したりすることは、すでに働いているパートさんなどにとっても働きやすさにつながります。

農 家さんは歩き慣れた畑でも、障がいのある方にとってはちょっとしたアップダウンや小さな水路もケガにつながるかもしれません。万一のトラブルに向けて農場の作業環境を見直し、危険がないよう整備しておく必要があります。

また、福祉事業所と委託契約を結ぶ前には、福祉事業所が障がいのある方に対しての保険に加入していることを確認しておきましょう。

農場を整備しておくことは、働きやすい環境を整えること。

第7歩

出来高換算の算出例

「袋詰め」をお願いした場合

A 時給1,000円のパートさんが1時間に100袋仕上げる→1袋あたりの金額→B 障がいのある方のグループが1日300袋仕上げる→
単価10円×300袋=委託料 **3,000円**

A パートさんの時給÷仕上がり=単価



B 単価×障がいのある方のグループの出来高=委託料



農 家さんが仕事を依頼する時は福祉事業所と委託契約を結ぶのが一般的です。委託料は作業の量や内容などから決めます。その計算方法は大きく分けて時給換算と出来高換算の2種類。時給換算は作業内容に関わらず金額が一定なので、お金や事務処理の管理がラクになります。出来高換算はあらかじめ各作業の料金を算出する必要がありますが、作業に合った委託料を把握しやすいのがポイントです。

- 委託料は農家さんが福祉事業所に支払います。換算方法が時給でも出来高でも、福祉事業所を通じて障がいのある方に給与や工賃が支払われます。
- 就労継続支援A型事業所に委託する場合、最低賃金以上の委託料を確保する必要があります。

第6歩



ココがポイント!

障がいのある方が農作業に携わることで働く楽しさを味わったり、既存のパートさんとの助け合いや良い雰囲気づくりにつながったり、「相乗効果」を実感しているという声も多く聞かえてきます。農福連携は周りにも良い影響を与える取り組みでもあるのです。

あ る農家さんがこういいます。「ウチの障がいのある方は、作業はゆっくりだけども丁寧。最初は遠慮もあったけど、今じゃ立派な仲間なんだ」
このように障がいのある方も、同行してくれる福祉事業所の職員も「全員が仲間」というスタンスが大切。一人ひとりの障がい特性を理解しながら絆を深めていくと、できる仕事が増えていくことも少なくありません。

**みんなが仲間
というスタンスで
信頼関係を。**

第 **9** 歩

ココがポイント!

福祉事業所に持ち帰ってできる仕事もあるため、「箱折り」「ラベル貼り」「箱詰め作業」などを相談してみるのも一つの方法です。この他、農場に来てもらって、あらかじめ作業を実演し、説明することなども大事です。

こ ミュニケーションの取り方を理解していても、実際の指示の出し方には不安を覚えるかもしれません。農家さんが直接伝えるワケではありません。福祉事業所に農作業を委託する場合、職員が必ず同行して障がいのある方に指示を出してくれます。あらかじめ仕事内容や注意点を職員に丁寧に伝え、障がいのある方に何を手伝ってもらえるかしつかりと相談することが大事です。

**農作業の指示を
伝えるのは、
福祉事業所の
職員です。**

第 **8** 歩



教えて、 農福連携の キホンとギモン。

農福連携をスタートさせる上で、心得10歩とともに知っておきたいポイントをQ&A形式でピックアップ。気になることや小さなギモンに答える「農福連携のキホン編」、障がいのある方を直接雇用する時に役立つ相談窓口や助成制度などについての「直接雇用のギモン編」に分けてご紹介します。

農 福連携は「人手不足の解消」だけでなく、その先に大きなプラスを運んでくれる取り組みです。例えば、障がいのある方が農作業を担ってくれる分、農家さんは経営に力を割いてビジネスをもっと強くすることもできます。障がいのある方も農作業によって心が刺激され、自立心がさらに高まるケースも少なくないはずです。さらに、農福連携に向けてさまざまな環境を整備することは、誰もが働きやすい農場へと進化することです。そんなウインウインの関係で、みんなが楽しく働ける職場をつくってみませんか？

農業のウインと 福祉のウインから、 誰もが働きやすい 職場へ！

第 **10** 歩



作業中の事故やケガには、 どのように対応したら良いのでしょうか？

福祉事業所の職員が障がいのある方に事故やケガのないよう注意を払って作業をサポートし、万が一の場合も対応してくれます。施設外就労の作業委託では、保険の加入も福祉事業所が行いますが、しっかりと確認しておきましょう。一方で、農家さんも作業スペースの整頓や危険な場所への進入防止を整えるなど、安全対策に取り組んでおきましょう。労働安全に配慮して農産物の生産工程を見直すことは、「GAP*をする」ことにもつながります。

※ GAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理)

農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組をいう。



障がいのある方の長野県の状況や 工賃(賃金)の平均を教えてください。

長野県の障がいのある方の総数は約151,000人(令和5年度末現在)です。そのうち、就労移行支援事業所は396人、就労継続支援A型事業所は1,196人、就労継続支援B型事業所は6,389人が福祉サービスを利用しています(令和6年2月)。平均工賃(賃金)月額は就労継続支援A型事業所が月額89,781円、就労継続支援B型事業所が23,301円(令和5年度実績)です。下表の金額はあくまで平均値ですので、一人ひとりの就労実態や出来高に応じて適正な工賃(賃金)を福祉事業所の職員と話し合しましょう。

令和5年度長野県平均工賃(賃金)

施設種別	県全体		農業を行っている事業所	
	平均工賃 (賃金) 月額	施設数 (箇所)	平均工賃 (賃金) 月額	施設数 (箇所)
就労継続支援 B型事業所	23,301円	321	24,202円	159
就労継続支援 A型事業所	89,781円	71	86,270円	26



農福連携の キホン編



施設外就労として農場に来てもらう場合、 全員で何名くらいですか？

職員配置の最低基準は、就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所の場合は利用者(障がいのある方)の人数に応じた決まりがあります。施設外就労も同様の職員配置が基準ですが、一般的には障がいのある方と福祉事業所職員を合わせて4~5人のグループが多いようです。



作業日程や作業時間はどう決めるの？

福祉事業所の運営・利用時間は基本的に平日の日中時間帯なので、農作業の依頼もそれに準じることになります。一般的には福祉事業所から作業場所までの移動時間なども考慮しながら、午前10時~午後4時までのコアタイムが作業時間の中心となるケースが多いようです。また、福祉事業所によっては土・日曜日や祝祭日も運営していることもある他、運営規程により運営・利用時間外の施設外就労も可能です。ただし、障がいのある方のプラスになるかを福祉事業所と十分に話し合しましょう。



障がいのある方が作業をする上での 工夫はありますか？

「だいたい」「これくらい」などのあいまいな指示ではなく、「〇〇個」「〇〇回」のように量や回数で示したり、道具に目安となる印を付けるなど、具体的・視覚的に工夫すると理解しやすいようです。また、休憩所や簡易トイレの設置、休憩の際の飲み物・おやつの準備なども、気持ちの良い職場環境につながります。



障がいのある方を雇用するにあたり、支援制度はありますか？

主に下記の支援制度や助成制度が活用できます。また、市町村といった行政が独自のサポートを行う地域もあります。

● 特定求職者雇用開発助成金 ●

(特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

障がいのある方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。※受給要件や支給申請期間などの詳細については、お問い合わせください。

＜問い合わせ先＞管轄するハローワーク・長野労働局

● トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース) ●

障がいのある方を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成されます。※受給要件や支給申請期間などの詳細については、お問い合わせください。

＜問い合わせ先＞管轄するハローワーク・長野労働局

● 農山漁村振興交付金 (農福連携型) ●

障がいのある方の就労・雇用を目的とした農園(休憩所などを含む)や加工・販売施設等の整備、作業手順のマニュアル作成などにかかる経費の一部を支援する交付金です。

＜問い合わせ先＞農林水産省農村振興局 都市農村交流課

● 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金 ●

障がいのある方が働きやすい職場環境の整備などを行った事業主に対し、その費用の一部を助成する各種助成金があります。代表的なものは「障害者作業施設設置等助成金」。車いす使用者の動線を考慮した通常より広い作業所などを設置した場合、助成金(障がいのある方一人につき上限450万円等)が支給されます。※そのほかにも各種助成金があります。助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。

＜問い合わせ先＞独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 長野支部 高齢・障害者業務課

直接雇用のギモン編



障がいのある方を直接雇用したい時は、どこに相談すべきですか？

障がいのある方の雇用に関する相談窓口は下記が一般的です。ぜひ、お問い合わせなどにご活用ください。

● ハローワーク ●

障がいのある方を対象にした求人申し込みを受け付けているほか、事業主に雇用管理上の配慮などについてのアドバイスを実施。必要に応じて専門機関の紹介や各種助成金の案内を行っています。管轄するハローワークについては厚生労働省のホームページをご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

コチラもチェック！

厚生労働省
ホームページ



コチラもチェック！

長野県障害者職業
センター
ホームページ

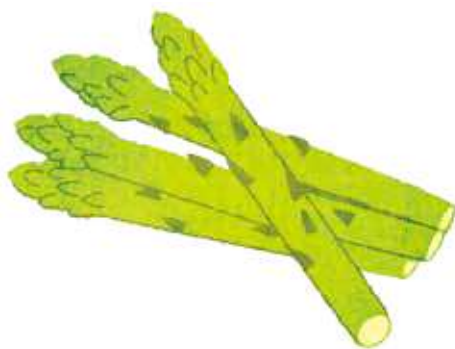


独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、長野県では長野市に設置されています。障がいのある方に対して企業就職に関する相談を行うほか、事業主に対してはハローワーク等と連携しながら、新規の雇入れや採用後の職場定着など雇用管理に関する相談を行っています。詳しくは長野県障害者職業センターホームページをご覧ください。<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/nagano/>



直接雇用の場合、賃金の基準や配慮すべき法律はありますか？

労働者には最低賃金以上を支払うことが法律(労働基準法)で義務付けられています。障がいのある方に支払う賃金についても最低賃金を確保した上で、農家さんは営農状況によって人件費にいくら支出できるのかを考え、また障がいのある方の就労状況にも合わせて適切な金額を決めることが大切です。また「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主の障がいのある方に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務が規定されています。詳しくは厚生労働省のホームページに掲載していますので、「障害者雇用促進法 障害者差別禁止」等で検索ください。



しあわせ信州

●発行日

初版 2021年2月 発行
第二版 2022年2月 発行
第三版 2023年2月 発行
第四版 2025年3月 発行

●発行

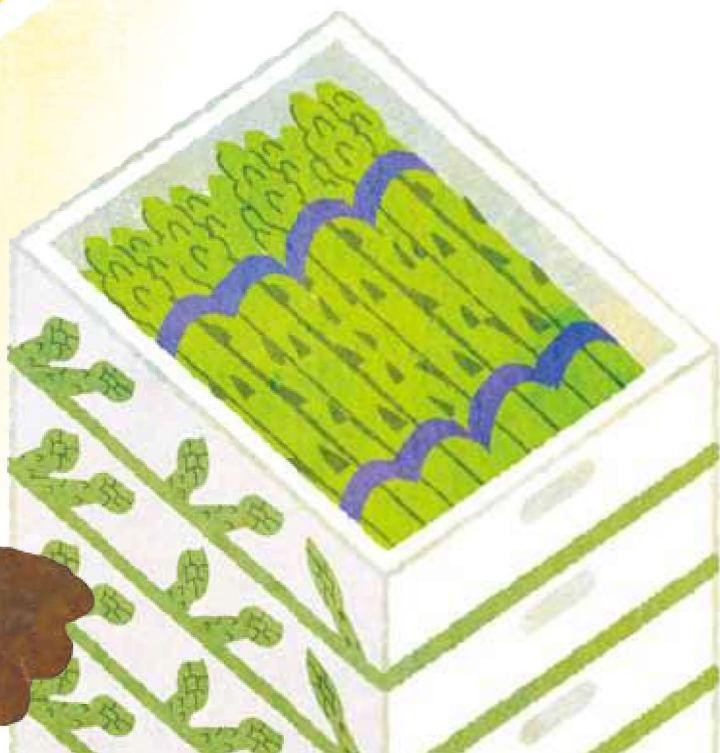
長野県

農政部農村振興課

長野県長野市大字南長野字幅下692番地2

TEL 026-235-7242

<https://www.pref.nagano.lg.jp/>



長野県
PRキャラクター
『アルクマ』
©長野県アルクマ



本誌は、ホクレン農業協同組合連合会と(株)北海道
アルバイト情報社が企画制作した出版物を一部改編
し、長野県が農福連携を推進するために発行したも
のです。